

○総務省令第五十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 「略」</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局相互間の通信路を構成する固定局相互間、基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の固定局、基地局及び陸上移動局の送信設備</p> <p>「六〇八 略」</p> <p>3 「略」</p> <p>(定期検査を行わない無線局) 第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一 固定局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第四十九条の二十二の二、第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの</p> <p>「二〇二十五 略」</p>	<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動局の送信設備</p> <p>「六〇八 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>(定期検査を行わない無線局) 第四十一条の二の六 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの</p> <p>「二〇二十五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(空中線電力の許容偏差)
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(空中線電力の許容偏差)
 第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔二〕十六 略		〔略〕	〔略〕
十七 次に掲げる送信設備 〔一〕～〔三〕 略		〔略〕	〔略〕
四 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの <u>固定局又は基地局</u> の送信設備			
十八 〔略〕		〔略〕	〔略〕

送信設備	許容偏差	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔二〕十六 同上		〔同上〕	〔同上〕
十七 「同上」 〔一〕～〔三〕 同上		〔同上〕	〔同上〕
四 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの <u>基地局</u> の送信設備			
十八 「同上」		〔同上〕	〔同上〕

〔2〕4 略

〔2〕4 同上

(副次的に発する電波等の限度)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「1」～26 略

第二十四条 「1」～26 同上

27 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

27 「同上」

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
固定局又は基地局	〔略〕	〔略〕
陸上移動局	〔略〕	〔略〕

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	〔同上〕	〔同上〕
陸上移動局	〔同上〕	〔同上〕

〔28〕29 略

〔28〕29 同上

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の二十二の二 「同上」

<p>【一〇三 略】</p> <p>四 信号送信速度は、毎秒五メガビット以上（<u>固定局にあつては、毎秒十メガビット以上</u>）であること。</p> <p>五 【略】</p> <p>2 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの<u>固定局又は基地局</u>の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>3 【並】</p> <p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 【略】</p> <p>【注1～30 略】</p> <p>31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>【(1)～(21) 略】</p> <p>【(22) 755.5MHzを超え764.5MHz以下の周波数の電波を使用する700MHz帯高度道路交通システムの固定局 20 (10⁹)】</p> <p>【32～57 略】</p> <p>別表第三号（第7条関係） 【1～53 略】</p> <p>54 700MHz帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>固定局又は基地局</u> 【表 略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>【55～61 略】</p>	<p>【一〇三 同上】</p> <p>四 信号送信速度は、毎秒五メガビット以上であること。</p> <p>五 【同上】</p> <p>2 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの<u>基地局</u>の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>3 【並】</p> <p>別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 【同左】</p> <p>【注1～30 同左】</p> <p>31 【同左】</p> <p>【(1)～(21) 同左】</p> <p>【新設】</p> <p>【32～57 同左】</p> <p>別表第三号（第7条関係） 【1～53 同左】</p> <p>54 【同左】</p> <p>(1) <u>基地局</u> 【同左】</p> <p>(2) 【同左】</p> <p>【55～61 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等) 第二十条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 「一〇六十二 略」 六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備 「六十四〇七十二 略」</p>	<p>(特定無線設備等) 第二十条 「同上」 「一〇六十二 同上」 六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備 「六十四〇七十二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。